

## 野洲IBM解雇問題ついに裁判提訴しました！

## DTIは解雇を撤回し交渉中は籍を残せ！

## ID Techは森川さん、永井さんの転籍を認めよ！

## IBMは社員の雇用と職場に責任を持て！

・IBMに帰任した社員に、本人の希望を尊重したまともな職場を提示せよ。

・YSC、日立GSTへの「移籍」をIBMからの出向に戻せ。

ご意見は、組合ホームページ：<http://www.bekkoame.ne.jp/i/jmiu-ibm> 組合mail：jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp

労働相談一般は、滋賀県労働組合総連合

(Tel.077-521-2536 Fax.077-521-2534 e-mail：kenroren@mb1.kisweb.ne.jp) までお寄せください。

かがやき

1 号

(2004年09月29日)

JMIU日本IBM支部

野洲分会

9月17日、この4月に、IBMの子会社DTIから「会社清算、業務停止」を理由に、不当解雇された森川・永井さんは、大津地裁へ解雇の撤回・地位確認・賃金の支払いを求めて提訴しました。(被告は、DTIと日本IBM) 提訴後、記者会見が行われ、弁護団を代表して野村裕弁護士(滋賀第一法律事務所)が、訴状の内容を説明し、報道各社の質問に答えました。報道各社の関心も高く活発な質問が飛び交いました。提訴と記者会見の様子はびわこ放送でも放映され、京都新聞、共同新聞社などでも取り上げられました。これでIBMは専門職の組合員資格問題、日立HDD問題と今回の解雇問題と裁判を三件もかかえたこととなります。もちろん野洲事業所での裁判提訴ははじめてです！みなさんのご支援お願いします！

森川・永井さんの決意表明とごあいさつからの抜粋

森川さん「私の子供たちが、今の私と同じ世代になった時は、このような解雇が平然と行われる時代にならぬよう、また9月17日がきっかけで「そうか、だったら私も、もう黙ってはいないぞ」と胸を張って下さる人が1人でも増えるように、行動してまいります。」

永井さん「4月30日に、DTIは清算するから働く場所がない。解雇せざるをえないという理由で、(解雇通知を記者にみせながら)このような形で団体交渉中に解雇してきました。解雇の時の悔しさと怒り、支援して下さいる方を力にして、全国に運動を展開し、大衆闘争と裁判闘争を勝利し、早く職場に復帰したいです。」



びわこ放送ニュースで報道された提訴の様様



記者会見で解雇通知をみせる永井さん

## (表からの続き)訴状から主な訴えを抜粋

本件解雇は無効である。以下にその理由を展開する。

(1) 被告DTIは原告らとの関係において法人格は否認される。

被告DTIは2001年8月における訴外東芝の同社からの完全撤退により、被告日本IBMが完全に支配する会社となった(被告DTIと同日本IBMとの実質的同一性)。この点から被告DTIの営業は被告日本IBMの一部門と評価されることになる。

他方において被告DTIおよび被告日本IBMは同DTIの営業等をCMOに譲渡、そして資産、体制をも譲渡したうえ、IDTに対する開発、製造、販売に対する支援期間が経過した後における人員整理を容易にするという違法、不当な目的のもと、人材派遣会社として被告DTIの法人格を存続させてきたものであった。これに加えて3、に述べたとこの被告DTIを支配する被告日本IBMの雇用責任確保をも反故にしたうえでの本件解雇である。(法人格の濫用)。

従って、法人格否認の法理の適用の結果、被告DTIの法人格が否認されるもと、本件解雇は被告日本IBMによる一部門の閉鎖にともなう整理解雇としての性格付がされることとなる。

(2) 本件解雇は、整理解雇における整理解雇4要件(注)をすべて満たすものではなく、無効である。



訴状を窓口へ提出する森川さん、永井さん  
(びわこ放送ニュースより)

## 野洲IBM社員仕事なしの問題にもマスコミ注目

IDTech(台湾CMOと日本IBMとの合併会社)、DTIからIBMへ強制帰任した社員および京セラS L Cテクノロジー株式会社(京セラの子会社)への転籍強要に異議を唱えてIBMへ帰任した社員はスペシャルプロジェクト(SP)という課に集められ、長い人では、1年9ヶ月間、仕事を干された形になっています。

この問題は、週刊ポストに大きく取り上げられた事は報告させて頂きました。今回、Yomiuri Weekly(読売ウィークリー)9.19号にも、8ページに渡る特集記事の中で、野洲事業所の社員ごと部門売却とSPの問題(派遣社員か飼い殺しか)が取り上げられました。

わたしたちは会社へ「遅くとも年内には、全員に正式の職場を提案するよう」強く要求します。



記事が掲載されたYomiuri Weekly

## 組合掲示板について

健康管理室前(1号ビル2階社員ルーム前)に組合掲示板が設置され、組合情報を掲示しています。

注: 整理解雇4要件とは 整理解雇の必要性 解雇回避のための努力を尽くしたこと 整理解雇対象者選定の合理性 労働者、労働組合との誠実かつ充分なる協議、です。部門閉鎖に伴う解雇には当4要件を満たすことが法律で義務づけられています。